

■令和 7・8 年度 所得段階別介護保険料

段階	対象者	年額保険料
第 1 段階	・世帯全員が住民非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が <u>80 万 9000 円以下</u> の方 ・生活保護の受給者	32,487 円 ※(20,349 円)
第 2 段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が <u>80 万 9001 円以上</u> 120 万円以下の方	48,909 円 ※(34,629 円)
第 3 段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が 120 万 1 円以上の方	49,266 円 ※(48,909 円)
第 4 段階	・本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、合計所得金額＋課税年金収入額が <u>80 万 9000 円以下</u> の方	64,260 円
第 5 段階 (基準額)	・本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で第 4 段階以外の方	71,400 円
第 6 段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 120 万円未満の方	85,680 円
第 7 段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	92,820 円
第 8 段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	110,670 円
第 9 段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	124,950 円
第 10 段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	139,230 円
第 11 段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	153,510 円
第 12 段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	167,790 円
第 13 段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満の方	182,070 円
第 14 段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 820 万円以上 920 万円未満の方	196,350 円
第 15 段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 920 万円以上の方	210,630 円

※第 1 段階・第 2 段階・第 3 段階の保険料は、消費税による公費により軽減されています。

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。第 1～5 段階の人は、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第 1～5 段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から 10 万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。